

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 4 日

都道府県
各 指定都市 障害児支援主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

福祉型障害児入所施設における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について

福祉型障害児入所施設における新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、別添のとおり、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)」のうち、「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービス)における感染防止に向けた対応について」においてお示ししているところであるが、医師や看護職員の配置が必須となっていない福祉型障害児入所施設の感染拡大防止を図るため、管内の福祉型障害児入所施設に対して再度徹底を図られたい。また、その際、特に下記の点にも留意されたい。

記

福祉型障害児入所施設において、感染の疑いについてより早期に把握することが、感染拡大を防止する観点から重要であることから、日頃から利用者の健康状態や変化の有無等の把握(例えば、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認、利用している障害福祉サービス事業所等との情報共有等)を行うこと。

また、利用者について、一人でも新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合は、速やかに保健所に報告すること。

以上

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室
障害児支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3037、3102)